

1 奨励金概要

- らくなん進都内の産業集積を促進するため、営農が困難な農地の産業用地への土地利用転換に対して、奨励金を交付する事業です。

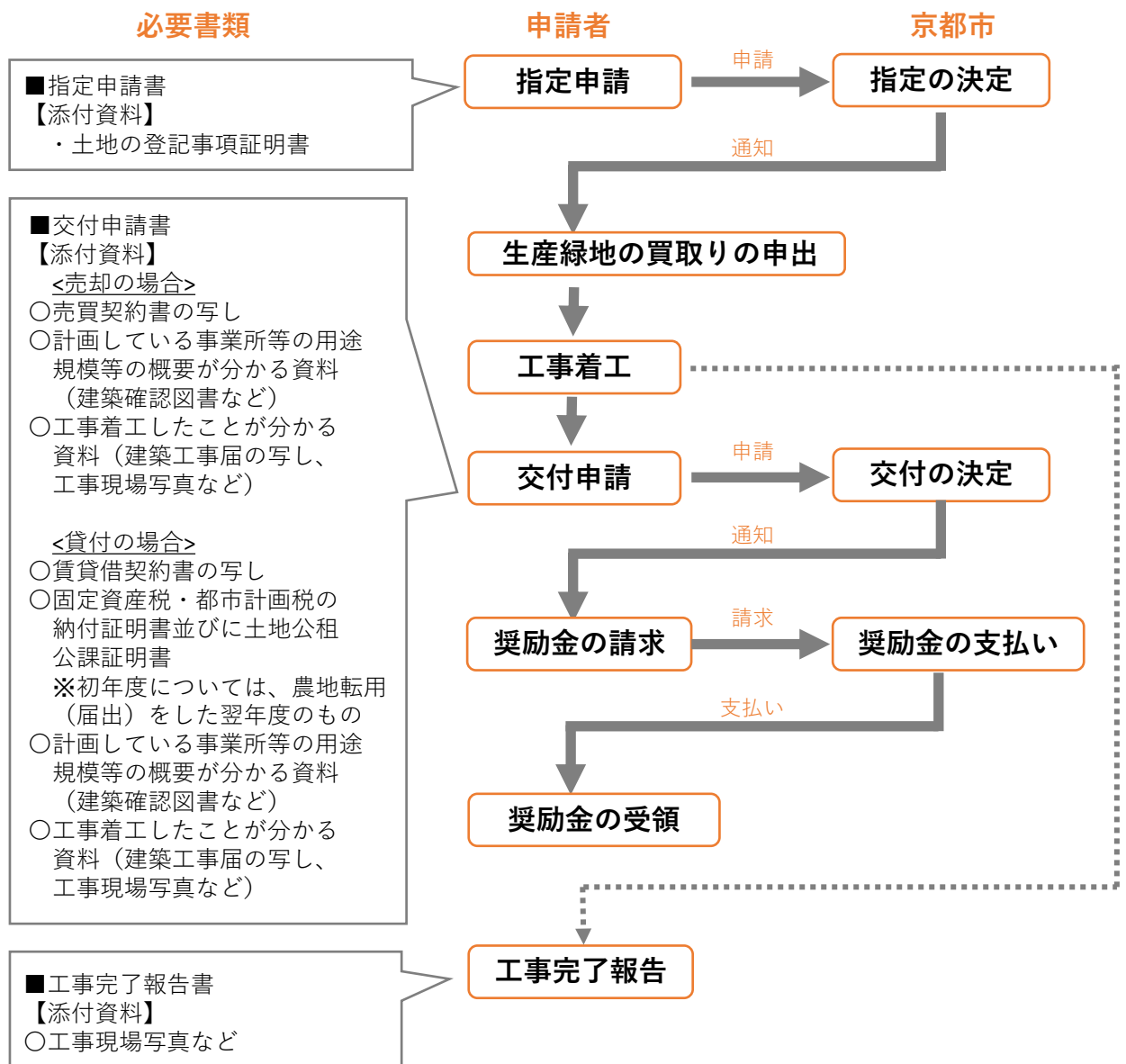
【奨励金の金額】

- 土地の売却：売却価格の10%（上限3,000万円）
- 土地の貸付：固定資産税、都市計画税相当額（上限400万円／年）を5年間

2 対象

- らくなん進都内の生産緑地地区のうち、営農が困難となっている土地について、産業用地（事務所・研究施設・工場）に土地利用転換をするものが対象となります。
- 指定の決定から5年以内に工事に着手したものが対象となります。

3 申請手続きフロー



4 対象区域（らくなん進都） 図



※区域の内外の判断に困る場合は、お問合わせください。

5 注意事項

- ・ 指定の決定の前にすでに生産緑地法第10条に基づく生産緑地の買取りの申出を行っているものについては、奨励金の対象とはなりません。
- ・ 工事完了後、本市による現地調査の結果等により、産業用地としての利用に疑義が生じた場合には、奨励金の返還を求める可能性がございます。

申請等の様式や要綱は、下記のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000333204.html>

二次元コードの読み取りはこちら→

